

川内村地域情報発信事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目 的

この実施要領は、川内村地域情報発信事業業務委託の受託事業者を公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務委託概要

- (1) 業 務 名 川内村地域情報発信事業業務委託
- (2) 業 務 内 容 別紙1「川内村地域情報発信事業業務委託仕様書」による。
- (3) 履 行 期 間 契約締結日から令和8年3月31日（火）
- (4) 見積限度額 25,000千円（税込み）

3 実施形式

公募型 ホームページにおいて募集

4 プロポーザルに係る日程

令和7年7月11日（金）	公募開始（ホームページ掲載） 質問、参加申込、企画提案書等受付開始
令和7年7月16日（水）	質問受付締切（17時まで必着）
令和7年7月18日（金）	質問に対する回答
令和7年7月22日（火）	参加申込受付締切（17時まで必着）
令和7年7月25日（金）	企画提案書等受付締切（17時まで必着）
令和7年7月下旬頃	審 査 審査結果通知
令和7年7月下旬頃	業務委託契約締結

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件のすべてを満たすものとし、村がその資格を認めたものとする。

- ① 公告時点で国、全国の県及び市町村から指名停止を受けていないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立てが行われたものでないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以

下「暴力団員」という。)の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。

- ⑤ 公租公課を滞納していないこと。
- ⑥ 公序良俗に反する利用を行うものでないこと。

6 参加申込の提出

- (1) 提出書類：参加申込・辞退届（様式1）
- (2) 提出場所：川内村 所管課（後記12参照）
- (3) 提出場所に持参もしくは郵送すること。郵送の場合は、申込期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。
- (4) 令和7年7月22日（火）17時までに提出すること。

7 企画提案書の提出

別紙2「川内村地域情報発信事業業務委託企画提案書等作成要領」に基づき、令和7年7月25日（金）17時までに提出すること。

8 審査方法及び評価基準

- (1) 本提案の審査については、企画提案書に基づき本村職員で構成する「川内村地域情報発信事業業務受託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置し、優先交渉事業者を選定する。
- (2) 選定結果は、決定後速やかにすべての提出事業者に通知する。
- (3) 採点方法

提出された書類により、表1に示す審査項目、評価事項に従い、選定委員による採点を行う。

なお、各審査項目における評価点は、評価基準に基づく5段階評価に係数を乗じたものとする。ただし、見積価格に関する審査項目のみ10段階評価とする。

すべての選定委員における評価点の合計点数をその事業者の最終評価点とする。また、評価に対して必要に応じて意見を付すことができる。

評 価 基 準	
5 点	大変優れている
4 点	概ね評価できる
3 点	どちらともいえない
2 点	あまり評価できない
1 点	評価できない

※評価点＝5もしくは10段階評価×係数

(4) 優先交渉事業者の選定

最終評価点の高い事業者を優先交渉事業者、次に点数の高い事業者を次順位交渉事業者として選定する。

ただし、最終評価点が同点の場合、付された意見等を踏まえ総合的に選定する。

また、最終評価点が配点の6割以下であるときは、優先交渉事業者として選定しない場合がある。

表1 審査項目及び評価事項

審査項目		評価事項	採点	係数	評価点
企画提案能力	業務全体	本村の特性を理解しており、それに見合った企画・提案となっているか。	5	2	10
	情報発信	事業の目標を達成するための効果的な広告媒体であるか。また、本村の観光資源や食(特産品等)の安全性を発信できる内容が提案されているか。	5	3	15
	イベントの実施	事業の目標を達成するための効果的な提案であるか。また、首都圏に向けて、本村の観光資源や特産品等を宣伝できるイベントが提案されているか。	5	5	25
	個別提案	その他自由意見として、本村にとって有益な独自提案が示されているか。	5	2	10
見積	見積価格	見積額が功利的かつ経済的に優れているか。 ※最低価格提示者を基準(10点満点)とする。	10	1	10
業務遂行能力	業務体制	行程及び作業内容が明確に示されており、実現可能なスケジュール・組織体制となっているか。	5	3	15
	業務実績	過去の類似業務の実績から、確実に委託業務を遂行できる能力を有しているか。	5	2	10
	経営状況	財務状況は健全であるか。また、委託業務を実施できる財務能力を有しているか。	5	1	5
計					100
評価の採点基準 5点…大変優れている、4点…概ね評価できる、3点…どちらともいえない 2点…あまり評価できない、1点…評価できない。 ※見積価格の評価は、10点満点で評価。					

9 提出書類の取扱い

(1) 提出されたすべての書類は、返却しない。

(2) 提出後の差し替え、追加・削除及び再提出は認めない。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外に

は利用しない。

(4) 村が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。

(5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

(6) 提出された書類に含まれる著作権、特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提出した者が負う。

10 情報公開及び提供

村は提案者から提出された企画提案書等について、川内村情報公開条例（平成14年川内村条例第9号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

11 その他

(1) 費用負担

書類作成および提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。急遽やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止または取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を川内村に請求することはできない。

(2) 参加辞退の場合

企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに参加申込・辞退届（様式1）により、所管課（後記12参照）あてに提出すること。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合、または候補者決定までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ 見積書の金額が「2（4）見積り限度額」を超過した場合

(4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。ただし、受託事業者を選定された者が作成した企画提案書等の書類については、村が必要と認める場合には、村は、受託事業者にあらかじめ通知することによりその一部または全部を無償で使用（複製、転記または転写をいう。）することができるものとする。

(5) 異議の申し立て

提案者は本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(6) 不当要求への対応

契約の履行にあたり、妨害または不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。

(7) 作成に用いる言語等

本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(8) 記載内容以外の事項

本実施要領、仕様書及び企画提案書等作成要領に示す要件、構成等は主要項目であり、これに明記していない事項についても、本業務を遂行する上で当然備えるべき事項については要求内容に含まれるものとして提出書類を作成すること。

12 所管課

〒979-1292

福島県双葉郡川内村大字上川内字早渡 11-24

川内村役場 産業振興課 商工観光係

TEL 0240-38-2112 FAX 0240-38-2116

[E-mail syoukou@vill.kawauchi.lg.jp](mailto:syoukou@vill.kawauchi.lg.jp)